

技術名称：衝撃予防措置技術「リフォジュール膜天井工法」

1. 審査証明対象技術

1.1 審査証明依頼者

リフォジュール株式会社
取締役社長 飯島 潤
福井県福井市三十八社町 33 字 66 番地

1.2 技術の名称

衝撃予防措置技術「リフォジュール膜天井工法」

1.3 技術の概要

既存の建築物に施工された石綿含有吹付けパーミキュライト及び石綿含有吹付けパーライトに対する物理的な衝撃による粉じん飛散の恐れを予防するための「膜」を石綿含有吹付け材に接触することなく設置する技術である。

2. 開発の趣旨

石綿含有吹付け材（石綿含有吹付けパーミキュライト、石綿含有吹付けパーライト）が露出した天井を有する建築物において、利用者が継続的に安全な居住空間を確保でき、施工においては短期間で且つ大がかりな養生等を実施することなく、利用者に過大な負担をかけない工法を確立し、その普及を図る。

3. 開発の目標

- (1) 石綿含有吹付けパーミキュライト及び石綿含有吹付けパーライトに接触することなく新しい天井を形成する工法を確立する。
- (2) 石綿含有吹付けパーミキュライト及び石綿含有吹付けパーライトへの通常の使用状態における物理的な接触による建築物利用者への粉じん飛散の恐れを予防する。
- (3) 品質を確保するため、教育体制及び施工体制を整え、施工マニュアルを確立する。

4. 審査証明の方法

依頼者より提出された以下の資料に基づき審査証明を行った。

- (1) 技術資料（審査の過程において必要とされた追加資料を含む）
- (2) 施工実績及び性能確認試験結果
- (3) 施工現場調査

5. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

6. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨、開発の目標に対して設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証

明の範囲に含まれない。

7. 審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨、開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 石綿含有吹付けパーミキュライト及び石綿含有吹付けパーライトに接触することなく新しい天井を形成する工法が確立されているものと判断される。
- (2) 石綿含有吹付けパーミキュライト及び石綿含有吹付けパーライトへの通常の使用状態における物理的な接触による建築物利用者への粉じん飛散の恐れを予防することができるものと判断される。
- (3) 品質を確保するため、教育体制及び施工体制を整え、施工マニュアルが確立されているものと判断される。

8. 留意事項及び付言

作業員・管理者等に対して、石綿に関する基礎的知識・本技術の施工マニュアル等について、事前に十分な教育を実施し、安全性の確保に努めること。

9. 審査証明経過

- (1) 建設技術審査証明事業において、2012年7月24日付けで技術審査を完了した。
- (2) 2017年3月22日付けで依頼された本技術に関する更新について技術審査を行い、2017年5月17日付けで技術審査を完了した。なお、審査証明の有効期限は、更新前の有効期限から起算して5年間（2022年7月23日まで）とする。
- (3) 2022年5月17日付けで依頼された本技術に関する更新について技術審査を行い、2022年7月21日付けで技術審査を完了した。なお、審査証明の有効期限は、更新前の有効期限から起算して5年間（2027年7月23日まで）とする。